# 国際原子力エネルギー協力フレームワーク (IFNEC) 第2回執行委員会会合結果について

平成 23 年 10 月 4 日 内 閣 府 原子力政策担当室

平成23年9月29日、IFNEC第2回執行委員会会合(閣僚級会合)がワルシャワ(ポーランド)にて開催され、園田内閣府大臣政務官、近藤原子力委員会委員長等が出席した。前日には執行委員会会合の事前準備等を行う第4回IFNEC運営グループ会合(局長級会合)が開催された。会合結果概要を以下に報告する。

#### 1. 開催日程

平成 23 年 9 月 29 日(木)、於:ワルシャワエ科大学(ワルシャワ市内)

### 2. 主要国の出席者

IFNEC参加国(正式メンバ国)は28ヵ国、オブザーバー国は17ヵ国及び3つのオブザーバー機関が出席した(添付1参照)。主要国出席者は以下のとおり。

#### 〇主要国の代表者

ポーランド(ホスト国):ポーラック副首相、トラヤノフスカ 原子力長官(議長\*)

米 国 : ポネマン エネルギー省(DOE)副長官

フランス : ビゴ 原子力庁(CEA)長官

ロ シ ア : ソコロフ 原子力公社(ROSATOM)長官顧問

\*IFNEC執行委員会会合の議長はホスト国が担当

#### 〇我が国からの出席者

園田 康博 内閣府大臣政務官

近藤 駿介 原子力委員会委員長

白石 和子 在ポーランド日本国臨時代理大使

梶田 直揮 内閣府大臣官房審議官(運営グループ副議長)

中村 雅人 内閣府参事官(原子力担当)

香山 弘文 経済産業省資源エネルギー庁原子力国際協力推進室長

鈴木 一弘 経済産業省アドバイザー (燃料供給サービスWG共同議長)

その他、(内閣府) 臼井秘書官、西村主査、(文部科学省) 中田補佐、(経済産業省) 鈴木係長、(在ポーランド大使館) 石井一等書記官、長崎二等書記官が出席。

#### 〇添付資料

添付1:第2回執行委員会会合出席国リスト

添付2:第2回執行委員会会合園田内閣府大臣政務官代表挨拶(和文・英文)

添付3:第2回IFNEC執行委員会共同声明(英文)

#### 3. 執行委員会会合結果(概要)

第2回IFNEC執行委員会会合が9月29日、ワルシャワ工科大学にて開催された。会合冒頭、ホスト国であるポーランドのポーラック副首相及びトラヤノフスカ原子力長官(議長)より挨拶の後、ポネマンDOE副長官とビル・ゲイツ氏との対談を記録したビデオが紹介された。

各国代表挨拶において、園田政務官より、福島事故に対する各国からの支援への謝意、我が国の原子力を巡る現状と今後の見通し等が述べられた。また、近藤原子力委員会委員長より、3月11日に発生した福島第一原子力発電所事故の概要が報告された。

その後、運営グループ、基盤整備WG及び燃料供給サービスWGより、それぞれの活動状況と今後の活動方針が報告された。さらに、原子カファイナンスに関する議論が行われた。

これらを踏まえ、トラヤノフスカ議長により共同声明がとりまとめられた。

# (1)執行委員会会合議長挨拶、ホスト国による歓迎挨拶

会議の冒頭、トロヤノフスカ議長より議長挨拶がなされた。その中で、東京電力福島原発事故は原子力の終わりを告げるものではないこと、今後のエネルギー需要の増加に伴い原子力の利用は増加するであろうこと、国によって事情は異なり、各国にとっての適切なエネルギーミックスを追求する姿勢は尊重されるべきであること、IFNECにおいてグローバルな課題を見出し議論をすべきこと等が述べられた。

次いで、ポーラック副首相より歓迎挨拶があり、直接的なコミュニケーションや協議が重要性であること、世論の支持なしに新しい原子力の開発は難しいこと、メディアはエネルギープログラムは 40 年、50 年という非常に長い年月をかけて取り組むべき課題であることを伝えるべきであること等が述べられた。

#### (2) 各国代表演説

我が国代表の園田内閣府大臣政務官より、ホスト国への謝意、世界各国から東京電力福島原発事故収束に向けて寄せられる支援への謝意、国際的な視点に立って事故の原因を徹底的に究明すること、原子力発電の安全性向上の取組みの強化をすること、我が国の中長期的なエネルギー構成のあり方を示す「革新的エネルギー・環境戦略」を来夏を目処に策定すること等が述べられた(添付2参照)。

この他、これまでに執行委員会会合のホスト国をつとめたヨルダンのアラジ原子力委員会副委員長、フランスのビゴ CEA 長官、米国のポネマン DOE 副長官より、さらにロシア、今回より新たに INFEC 参加国(正式メンバー国)となったアルゼンチン、オランダ及び UAE、最後に IAEA、GIF の代表者から挨拶がなされた。

#### (3) ポネマン DOE 副長官とビル・ゲイツ氏の対談 (ビデオ紹介)

ポネマン DOE 副長官から、エネルギー供給関し民間企業が政府に期待することを問うたところ、ビル・ゲイツ氏は、IT分野と異なりエネルギー分野は複雑で技術革新には非常に時間がかかること、エネルギー分野の研究は現在の3倍は必要であること、また、極端な状態を想定した事故シミュレーションを行い、何が起こるかを考えることが重要である旨の発言があった。

# (4) 東京電力福島原発事故の概要報告

近藤原子力委員会委員長より、本年3月11日の大地震とそれに伴う津波の被害を

受けた東京電力福島第一原子力発電所の事故の経緯、使用済燃料プールからの燃料の取出しや損傷燃料の取り出しなどのオンサイト対策、除染などのオフサイト対策などへの取組の基本的考え方と現状が報告された。

報告後、トラヤノフスカ議長より、日本からの情報提供に対する謝意、情報共有の原子力安全性向上のための重要性が述べられた。

(5) 運営グループ、各WG(基盤整備WG、燃料供給サービスWG)活動報告 運営グループのマクギニス議長(米)、基盤整備WGのマティソン共同議長(英)、 バーカート共同議長(米)、燃料供給サービスWGのカルズニー共同議長(仏)より、 それぞれ、運営グループ、基盤整備WGと燃料供給サービスWGの合同会合、基盤整備WG、燃料供給サービスWGの活動報告がなされた。

## (6) 原子カファイナンスに関する議論

米国バークレイズキャピタル社アセルスティン氏より、原子力発電所建設時のファイナンスに関して、建設初期に大規模投資が必要であり、また、建設期間が長期的になればなるほど、燃料の供給、環境、安全性の問題など複雑性の観点から原子力発電所建設に関する経済的リスクが高まること、こうしたリスク低減のために公的なサポートの追加なしには原子力プログラムへの融資は困難であるとの発言があった。UAEからは、原発の新規導入国にとっては原発建設を受注した国からの支援が重要であるとの発言があった。

## (7)共同声明のとりまとめ(添付3参照)

共同声明が採択された。ポイントは以下のとおり。

- 既存及び新規の原子力施設に対する、原子力安全、緊急への備え及びそれらへの 対応は今後も最優先事項であり、さらに強化されるべきである。
- IAEAとその他の国際機関によって実施される原子力安全における取組は非常に重要である。また、原子力安全に関連する条約や IAEA の安全基準を含む国際的な原子力安全の枠組みの強化が必要である。同時に、原子力安全と規制については当該国の責任が第一であることを認識すべきである。
- 原子力安全を世界規模で改善するためのIAEA の活動計画と、多くの国により実施される既存原子力施設の包括的なリスク及び安全の評価に関する取組みを歓迎する。

# (8) その他

モロッコより、次回執行委員会をホストする意向が表明され、これが了承された(開催時期は未定)。

# 【参考1】第3回IFNEC運営グループ会合結果(概要)

執行委員会会合前日に、事前準備等を行う会合である運営グループ会合が開催さ れたところ、概要以下の通り。

〇日程: 平成 23 年 9 月 28 日(水)、於:ポーランド経済省会議室(ワルシャワ市内)

### 〇主要国からの参加者

米国 (議 長):マクギニス エネルギー省次官補代理

日本(副議長): 梶田 内閣府大臣官房審議官

(副議長):カルズィー原子力・代替エネルキー庁シニアアト、バイサー(副議長代理)

中国(副議長):ジアン 国家能源局局長

ポーランド(ホスト国): クバツキー経済省原子カエネルギー局局長

\* 我が国からの出席者は以下の通り。

(内閣府)梶田審議官(副議長)、西村主査、(文部科学省)中田補佐

(経済産業省)香山室長、鈴木アドバイザー(燃料供給サービス WG 共同議長)、鈴木係長

# 〇運営グループ会合結果 (概要)

本会合は、翌日に予定されている執行委員会会合に向けた事前準備のための運営 グループ会合が開催された。翌日の執行委員会会合で発出される共同声明案は福島 事故を踏まえた内容となっており、同会合において各国の最終確認を行なった。次 回の運営グループ会合はルーマニアでの開催が検討されている。

# 【参考2】IFNEC参加国、オブザーバー国、オブザーバー機関

参加国:30 カ国、オブザーバー国:31 カ国、オブザーバー機関:3 機関

#### IFNEC 参加国

- 1. アルゼンチン 22.ポーランド
- 2. アルメニア 23. ルーマニア
- 3. オーストリア 24. ロシア
- 4. ブルガリア 25. セネガル
- カナダ 26. スロベニア 6. 中国
- 27. ウクライナ 7. エストニア
- 28. UAE
- 8. フランス 29. 英国
- 9. ドイツ
- 30. 米国
- 10. ガーナ 11 ハンガリー
- 12. イタリア
- 13. 日本
- 14. ヨルダン
- 15 カザフスタン
- 16. 韓国
- 17. クゥエート
- 18. リトアニア
- 19. モロッコ
- 20. オランダ
- 21. オマーン

# IFNEC オブザーバー国

- 22. スロバキア 1. アルジェリア 23. 南アフリカ
- 2. バーレン
- 3. バングラディシュ 24.スペイン
- 25. スウェーデン 4. ベルギー
- 5. ブラジル 26. スイス
- 27. タンザニア 6. チリ
  - 28. チュニジア チェコ
- 29. トルコ 8. エジプト
- 30. ウガンダ 9. フィンランド 31. ベトナム
- 10. グルジア 11. ギリシア
- 12. インドネシア
- 13. ケニヤ
- 14. ラトビア
- 15. マレーシア
- 16. メキシコ
- 17. モンゴル
- 18. ナイジェリア
- 19. フィリピン
- 20. カタール
- 21. シンガポール

# **IFNEC** オブザーバー機関

- 1. IAEA
- 2. GIF
- 3. EURATOM

(2011年9月29日時点)

(了)